

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定により、まさば及びごまさば太平洋系群に関する令和5管理年度（令和5年7月1日から令和6年6月30日までの期間をいう。）における同項に規定する数量を次のとおり定めた。

一 まさば及びごまさば太平洋系群

1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量

現行水準

2 知事管理区分に配分する数量

知 事 管 理 区 分	配分する数量
千葉県まさば及びごまさば太平洋系群漁業	現行水準